

千葉県告示第17号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定により指定医療機関として次のとおり指定したので、同法第24条の規定により告示します。

令和5年1月11日

千葉市長 神谷俊一

【病院・診療所】

名称	所在地	指定期間
本郷並木通り内科	千葉市花見川区幕張本郷5-5-16 2階	令和4年11月1日から 令和10年10月31日まで

【薬局】

名称	所在地	指定期間
ウエルシア薬局千葉東寺山店	千葉市若葉区東寺山町790-1	令和4年12月1日から 令和10年11月30日まで
稲毛駅前訪問薬局	千葉市稲毛区小仲台6-6-1 ユニット小仲台1F	令和4年11月1日から 令和10年10月31日まで

【訪問看護事業者等】

名称	所在地	指定期間
シュガーハート・西千葉訪問看護ステーション	千葉市稲毛区緑町1-18-3 新日本オフィスビル302号室	令和4年11月1日から 令和10年10月31日まで
医心館 訪問看護ステーション 千葉駅前	千葉市中央区弁天2-2-3	令和4年11月1日から 令和10年10月31日まで